

模擬裁判を通して基礎・基本を学ぶ「司法」指導プラン

田中広光

本単元の意義

2004（平成16）年5月、『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』が成立し、2009（平成21）年5月21日から「裁判員制度」が実施されることになった。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近でわかりやすいものになることが期待されている。一方、責任の大きさに対する不安感などいくつかの問題も懸念されている。裁判員制度の対象となるのは、殺人、強盗致傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火など重大刑事事件の第一審である。裁判員制度の実施に向け、帝国書院『中学生の公民』（以下教科書）p.150にあるような活動も広く見られるようになった。

一方、新学習指導要領では言語活動を充実させるという視点から、考えさせる学習を重視して内容が構成されている。また、「司法」に関しては、〔公民的分野〕内容(3)イに「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために」という部分が新たに加えられ、裁判の役割を強調している。役割という概念を、

教師による説明だけで生徒に理解させることは困難である。その意味においても、教科書p.150にあるような活動を授業の中に取り入れていくことが求められている。

このように考えていくと、次ページに示す「内容の取り扱い」の意図がよく理解できる。



内容の(3)イについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア)調査や見学などを通して具体的に理解させること。

(イ)「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。

2 授業改善の方向性

公民的分野の学習では、抽象的な概念をいかに教師がわかりやすく解説するか工夫をこらした授業となりがちである。そのため、生徒たちは学習内容に対して興味・関心がもてず、テスト対策として重要語句を丸暗記する学習にとどまっている。

一方、活動を取り入れた場合、活動に終始し、活発な授業ではあったが、その活動で何が身についたのかがはっきりしなかったケースも多々ある。授業時数の不足を嘆くことが口癖になっている私たち社会科教師にとって、授業時間を無駄にすることは許されない。

授業では、基礎的・基本的な知識、概念、技能を確実に習得させることが教師の果たすべき最大の使命である。そこで、私は授業の中に活動を取り入れるにあたっては、習得した知識、概念、技能を活用する段階よりも、基礎的・基本的な知識、概念、技能を習得させる段階で取り入れるように意識している。

とくに、概念の習得においては、活動により効率的な学習を実現できる。授業時数が限られている中で、活動を機能的に活用することで、説明を中心とした授業よりも短い時間で高い学習効果をねらうことができる。

以下、「司法」を題材として、模擬裁判という活動を通して、基礎的・基本的な知識、概念、技能を効率よく習得させる授業プランを紹介する。なお、帝国書院の指導書の中には、授業に活動を取り入れるための教材やワークシートなどが数多く提供されているので、積極的に利用し、授業準備にかかる時間を削減したい。

3 模擬裁判を通して基礎・基本を習得させる授業プラン (全2時間)

<第1時> 裁判のしくみ

- 新聞記事等を活用して、裁判員制度について紹介し、模擬裁判への関心を高める。
 - ・全員が裁判員として判決を出すことを前提に参加する。

- 教科書p.143図③を活用して刑事裁判の法廷を確認させる。

(裁判長、裁判官、検察官、被告人、弁護士、傍聴人の法廷での位置と役割)

- ・重要語句の確認
 - 民事裁判、刑事裁判、検察官、弁護士、被告人、裁判所、裁判員制度



「中学生の公民 初訂版」p.143③

- 模擬裁判の役割分担を行う。(1人1役)
 - (事前に意図的に指名し、練習させておく)
 - ・裁判長 ・裁判官 ・検察官 ・弁護士
 - ・被告人 (教師が行うことが望ましい)
 - ・傍聴人 (裁判員の意識をもたせる)

○シナリオ(帝国書院指導書より)をもとに模擬裁判を実施する。(模擬裁判のシナリオは、各地の地方裁判所でも入手することができる)

○裁判員になったと仮定して、判決の主文と判決理由を考えさせ、班ごとに意見交換させる。

○模擬裁判を振り返らせる。
・判決を考えた感想を発表する。

<第2時> 裁判の役割

○模擬裁判のシナリオの中から、被告人の人権を保障している場面を見つけさせる。

- ・裁判長が被告人に黙秘権について説明している。
- ・被告人には弁護人がついている。
- ・裁判長が判決を言い渡したあとに、控訴について被告人に説明している。

○えん罪を生まないための制度や裁判を公正に行うためのしくみについて確認させる。

しほう
司法を身近なものにするために

さいばんかん
①裁判官の出張講義



①講義をする裁判官(富山県)



②法服を着る中学生

司法を身近なものにするために、裁判官や弁護士が学校で講義をすることが増えています。富山県のある中学校では、富山地方裁判所の裁判官が裁判のしくみを講義するとともに、法服を着る体験などが行われました。

風趣な事件なのに、なぜなかなかと裁判をやっているのか疑問に思っていました。しかし、被告がどんなに大罪をおかしていても、裁判は公平に審理しなければならぬのだと理解できました。裁判中は情に流されず、事実だけを聞いて判断することになると思うので、裁判官はたいへんな仕事ですね。

③中学生の感想文

も まさいばん
②模擬裁判を体験する



④模擬裁判を体験する中学生(岩手県)

中学生が裁判官や弁護士の立場から裁判を体験する。模擬裁判を実施している中学校もあります。岩手県のある中学校では、実際に盛岡地方裁判所の法廷を使い、刑事事件についての模擬裁判を行いました。模擬裁判は各地の裁判所でも行われています。模擬裁判を通して、司法への理解を深めることができます。

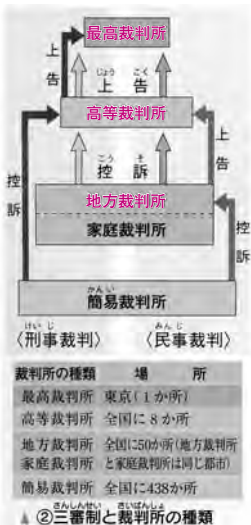
「中学生の公民 初訂版」p.150①②③④

- ・三審制のしくみと意義
- ・再審請求
- ・刑事補償
- ・司法権の独立

○教科書p.142「社会のワンシーンから」を活用し、刑事裁判とのちがいに着目させながら、民事裁判について確認させる。

- ・民事裁判は、個人間の権利・義務の対立を解決する裁判である。
- ・原告と被告が自分の権利を主張する。

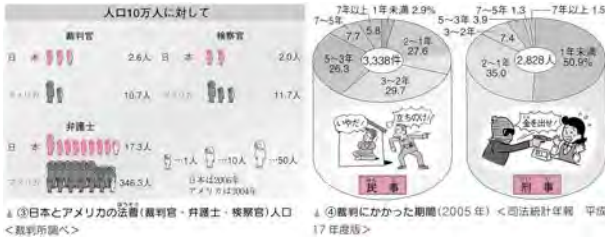
○教科書p.145③、④を活用して、現在の司法制度の問題点を考えさせ、司法制度改革の必要性を認識させる。



⑤裁判官の法服(上)とバッジ(右) 法服は何ものにも染まらないという意味から黒になっています。バッジは真実をうつし出す鏡を意味しています。

「中学生の公民 初訂版」p.144②、145⑤

- ・法曹の数が足りない。
- ・裁判に時間がかかりすぎる。



「中学生の公民 初訂版」p.145③、④

の力を身につけている。ペーパーテストでは、授業での資料を分析し・活用している場面や思考・判断している場面を再現するような評価問題を工夫したい。

今回の授業プランでは、模擬裁判をペーパーテストの中で再現（シナリオは授業とは異なるもの）し、「思考・判断」「技能・表現」の学力を評価している。下に実際のテスト問題を掲載しておくので、参考にさせていただきたい。

4 評価内容と評価方法（試験問題）

本単元では「何を身につけさせるのか」（評価内容）について、具体的に書き出してみた。

【評価内容】

- 刑事裁判と民事裁判の流れ
- 裁判のしくみ
- 裁判の役割（意義）

【おさえておきたい重要語句】

司法、刑事裁判、被告人、検察官、弁護人、民事裁判、被告、原告、三審制、控訴、上告、司法権の独立、裁判員制度、人権保障、黙秘権

評価方法については、私はペーパーテストを重視している。生徒たちは概念を多面的に理解する過程で、「思考・判断」「技能・表現」

5 おわりに

本単元における基礎・基本とは、裁判に関する知識に加え、裁判の役割という概念を理解させることである。そこで、生徒に裁判を身近な事象としてとらえさせるため、模擬裁判を通して基礎・基本を身につけさせる授業を実践した。この授業プランでは、活動の裏づけとして、教師による補足説明を徹底した。その結果、下に示したペーパーテストでは、すべての設問で正答率80%を達成した。模擬裁判を行う中で、裁判にかかわる知識や概念を効率よく理解させることができたと分析している。

<引用文献>

「指導と評価」2007年5月号 図書文化

1. 下の資料を見て、司法に関する次の(1)～(3)の各問いに答えなさい。

資料 模擬裁判

○地方裁判所 公判

裁判長

・被告人、前へ出て。(被告人が証言台へ)
(以下、裁判長から被告人に名前、住所、職業等について質問が続く)
それでは、検察官、起訴状を朗読してください。

検察官	・被告人、富山太郎は、定職に就かずゲームセンターに入りびたる毎日を送っていた。平成18年4月10日午前2時頃、ゲームセンターで遊ぶ金ほしさに、コンビニエンスストアEマートにおいて、小型ナイフを店員に押しつけ、レジの中にあった現金30万円を脅し取ったうえに、逃亡する際、持っていた小型ナイフで店員に全治3週間の傷害を負わせたものである。
裁判長	・被告人、このあと、いろいろと話を聞く場合がありますが、被告人には <input type="checkbox"/> あ <input type="checkbox"/> があります。質問に答えなければ、黙っていてもかまいません。だからといって、決して不利益になることはありません。しかし、話したことはすべて証拠として扱われます。よく考えて発言してください。
被告人	・はい。 (以下、 <u>起訴事実の確認、証拠調べ、被告人質問等</u> が行われる)
裁判長	・被告人は席に戻ってください。それでは、論告求刑に入ります。
検察官	・論告趣旨 富山太郎 右の者に対する検察官の意見は次の通りである。 … (意見を述べる) … <input type="checkbox"/> したがって、○×罪が成立する。 よって、懲役8年を求刑するものである。
裁判長	・ <input type="checkbox"/> い <input type="checkbox"/> 、弁論をしてください。
<input type="checkbox"/> い	・被告人はそのような行為はしていない。… (理由を説明する) … よって、無罪を主張する。
裁判長	・これで論告求刑を終わります。判決は12月9日に言い渡します。

判決の日 (12月9日) ○○地方裁判所

裁判長	・被告人の富山太郎について判決を言い渡す。 主文を言い渡す。被告人を懲役5年に処する。 … (判決理由を説明する) … 被告人は、この判決に不服であれば、 <input type="text" value="う"/> 以上。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 資料中の下線部 _____ を読んで、あなたが裁判員になった場合、判決を出す際に適用する刑法の条文を、次のア～エからすべて選びなさい。 【技能・表現】

ア 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

イ 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ウ 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

エ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

(2) 資料中 あ ~ う は、いずれも被告人の人権として保障されているものである。 あ 、 い にはあてはまる語句を、 う にはあてはまる文を書きなさい。

あ 【知識・理解】 い 【思考・判断】 う 【思考・判断】

(3) 資料中下線部 _____ で十分な審理が行われても、無実の罪で有罪になることがある。このことを何と叫ぶか、答えなさい。 【知識・理解】

<解答例> 配点 各3点 計15点

(1) イ、エ (2) あ 黙秘権 い 弁護人 う 控訴について被告人に適切に説明していれば正解とする

(3) えん罪